

八戸市子ども・子育て支援窓口等BPR推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

こども未来課及び子育て支援課の窓口等業務を委託することにより、民間事業者の専門知識やノウハウを最大限に活用し、来庁者が快適かつ安心して利用できるよう、市民サービスの安定的な提供と質の向上を図るとともに、効率的な行政運営の実現を目的とするものである。

委託を実施するにあたり最も適した者を公募型プロポーザル方式で選定するため、その手続きについて必要な事項を定めるものとする（以下「本プロポーザル」という。）。

2 業務概要

- (1) 業務名 八戸市子ども・子育て支援窓口等BPR推進業務
- (2) 業務内容 別紙「八戸市子ども・子育て支援窓口等BPR推進業務委託企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和8年10月1日から令和10年3月31日

※なお、業務実績が良好である場合、契約を4回まで更新することができる。但し、事業者において、契約内容に反する行為等があった場合、そのほか事業者の責めに帰すべき理由により、契約内容の履行が不可能と市が判断した場合には、次年度以降の契約を締結しないことがある。

- (4) 委託上限額 74,280,000円（税込）

<内訳>	令和8年度	令和9年度	計
こども未来課	1,600,000円	27,846,000円	29,446,000円
子育て支援課	3,280,000円	41,554,000円	44,834,000円
計	4,880,000円	69,400,000円	74,280,000円

※各年度及び各課の委託上限額を超えた見積価格の提案は無効とする。

※契約は、こども未来課・子育て支援課それぞれと締結。

<委託料の経費内訳>

- ・令和8年度は令和9年1月から3月までの移行準備業務（研修期間）に係る経費
- ・令和9年度は令和9年4月から令和10年3月までの業務委託経費（本稼働期間）

※令和8年10月から12月までの期間は、移行準備業務（打ち合わせ期間）とし、委

託料は発生しないものとする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 八戸市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 八戸市競争入札参加資格者名簿に掲載されている有資格者（競争入札参加資格要件を満たした者）であること。
- (6) 青森県内に本社、支社又は事業所が所在していること。
- (7) 過去 3 年以内に、国又は地方公共団体において、窓口業務に係る受託実績を有していること。
- (8) 八戸市内において、委託業務に関わる施設等を運営していないこと。
- (9) プライバシーマーク、I S M S、I S O 9001 のいずれかの認証を有すること。

4 スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和 8 年 6 月 24 日（水）～令和 8 年 8 月 6 日（木）

(2) 質問受付期間

令和 8 年 6 月 24 日（水）～令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時必着

(3) 質問回答日

令和 8 年 7 月 13 日（月）

(4) 参加表明書の提出期限

令和8年7月28日(火)午後5時必着

(5) 企画提案書提出期限

令和8年8月6日(木)午後5時必着

(6) プレゼンテーション・ヒアリング

令和8年8月19日(水)

(7) 審査

令和8年8月28日(金)

(8) 選定結果通知・公表

令和8年9月4日(金)

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

ア 公募期間：令和8年6月24日(水)～令和8年8月6日(木)

イ 公募方法：市ホームページにて公表

市ホームページ：

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kodomomiraika/kosodate/25871.html>

(2) 質疑・回答

ア 質問受付期間：公募開始～令和8年7月6日(月)午後5時必着

イ 質問方法：「(様式第4号)質問票(八戸市子ども・子育て支援窓口等BPR推進業務委託)」を用いて、電子メールにより下記「11」に記載の担当まで提出すること。上記以外の方法は受け付けないものとする。

ウ 回答日：令和8年7月13日(月)

エ 回答方法：質問への回答は市ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。

市ホームページ：

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kodomomiraika/kosodate/25871.html>

オ その他：研修内容、マニュアル等に関する質問については、参加希望者の知見と判断による提案を求める観点から回答は行わない。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限：令和8年7月28日（火）午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送
※持込み先及び郵送先は、下記「11」に記載の担当部署まで
※あらかじめ電話で来庁日時又は発送日及び郵送方法を連絡すること。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限：令和8年8月6日（木）午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送
※持込み先及び郵送先は、下記「11」に記載の担当部署まで
※あらかじめ電話で来庁日時又は発送日及び郵送方法を連絡すること。

6 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。提出にかかる費用は参加者が全額を負担し、資料の返送は行わないものとする。なお、企画提案者が特定出来るような社名、個人名等については正本のみに記載することとし、副本には記載してはならない（該当箇所へのマスキング可）ものとする。

提出書類	提出部数	提出期限
(1) 参加表明書（様式第1号）	正本1部	令和8年7月28日（火） 午後5時必着
(2) 参加資格等確認書（様式第2号）	正本1部	
(3) 会社概要書（様式第3号）	正本1部	
(4) プライバシーマーク等の証明書類	正本1部	
(5) 価格提案書（見積書）（任意様式）	正本1部	令和8年8月6日（木） 午後5時必着
(6) 企画提案書（任意様式）	正本1部 副本5部	

※(5) 価格提案書（見積書）について、仕様書の内容を踏まえて必要経費を算出し、移行準備期間と本稼働期間の積算内訳を可能な限り詳細かつ明瞭に記載すること。

※(6) 企画提案書について真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になる場

合がある。

7 企画提案書の作成方法

- (1) 表紙は、題名に「八戸市子ども・子育て支援窓口等BPR推進業務委託企画提案書」と記載し、提出日、企画提案者名についても記載すること。ただし、企画提案者が特定できるような社名、個人名等については、正本のみに記載することとし、副本には記載しない（該当箇所へのマスキング可）こと。
- (2) 表紙及び目次を除く、A4サイズ50ページ以内で作成し、必ずページ番号を付すこと。なお、表記の都合上、一部A3サイズを含める必要がある場合は、A3サイズ1ページは、A4サイズ2ページ分とみなすこととし、紙ファイルに綴じる際に、A4サイズに折って綴じること。
- (3) 印刷方法は、片面・両面、カラー・モノクロを問わない。
- (4) 横書きとし、たて左綴じで作成すること。

※作成に当たっては、8(1)の「選定基準表」の各項目に沿って整理して作成すること。

8 選定方法

(1) 選定基準

別紙「選定基準表」のとおり

(2) 選定方法

「八戸市子ども・子育て支援窓口等BPR推進業務受託候補者選考会」の各選考員が、提出された企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、「選定基準表」に基づき採点を行う。

審査合計点数の6割以上を獲得したもののうち、最も点数が高いものを受託候補者として選定する。なお、応募事業者が1事業者のみの場合においても審査を行うこととする。

審査結果が同点となった場合には、審査項目の2の合計点が高いものを受託候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）程度とし、参加人数は3名までとする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- (ア) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (イ) 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (ウ) 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (オ) 審査に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (カ) その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 選考結果の通知

選考結果は、全ての応募事業者に文書で通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

市ホームページ：

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kodomomiraika/kosodate/25871.html>

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は、A B C表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と八戸市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、（様式第5号）提案辞退届を速やかに提出すること。

参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出することがで

きない。

- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、八戸市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、八戸市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て、参加事業者の負担とする。
- (6) 郵送及び電子メール等の事故については、市はいかなる責任も負わない。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (9) 審査期間中の審査内容についての問い合わせは一切応じないものとする。
- (10) 契約に当たっては、委託候補事業者の提案内容に基づき仕様内容を協議し決定する。

11 担当

八戸市こども健康部

こども未来課保育グループ 金浜・小田

電話：0178-43-9094

メール：kodomom@city.hachinohe.aomori.jp

郵送先：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市こども健康部こども未来課保育グループ 宛